

# 第95回 定時株主総会 招集ご通知

**【株主の皆様へ】**

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年は健康状態にかかわらず株主総会会場へのご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、例年のとおりお土産のご用意はございません。

**日 時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。）

**場 所** 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号  
（新丸の内センタービル14階）当社会議室

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 当社株券等の大量買付行為に  
関する対応方針（買収防衛策）  
継続の件

**目 次**

第95回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
（添付書類）	
・ 事業報告	37
・ 連結計算書類	62
・ 計算書類	66
・ 監査報告	69

株主各位

証券コード 4205

2020年6月4日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

**日本ゼオン株式会社**

取締役会長 **古河 直純**

## 第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛等が要請されている近時の状況にも鑑みまして、株主様の健康状態にかかわらず当日のご来場を極力お控えいただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますよう、強くお願い申し上げます。

### **[議決権行使書用紙による議決権の行使]**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

### **[インターネットによる議決権の行使]**

後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1</b> 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時 （受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。）
<b>2</b> 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 （新丸の内センタービル14階）当社会議室
<b>3</b> 会議の目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件</li> <li>第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 取締役7名選任の件</li> <li>第3号議案 監査役1名選任の件</li> <li>第4号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買取防衛策）継続の件</li> </ol>
<b>4</b> 議決権行使についてのご案内	<p>(1) 議決権行使書用紙またはインターネットによる議決権行使に際しましては、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。</p> <p>(2) 議決権行使書用紙およびインターネット双方によりまして、重複して議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zeon.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zeon.co.jp>) に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.zeon.co.jp>)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

### 【株主の皆様へのお願い】

- ・ 前述のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年は、株主様の健康状態にかかわらず株主総会会場へのご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・ 当日ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフよりお声掛けの上ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 【当社の対応について】

- ・ 株主総会当日の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。また、受付および会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 例年よりも会場の座席数を大幅に減らして開催いたします。座席数を超える株主様のご来場があった場合、当日のご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 株主総会の議事を円滑かつ効率的に進めることにより、例年よりも短時間でを行う予定でありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<http://www.zeon.co.jp>) にてお知らせいたします。

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

**場所** 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号  
（新丸の内センタービル14階）当社会議室  
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

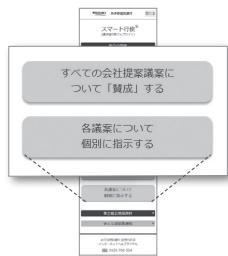
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

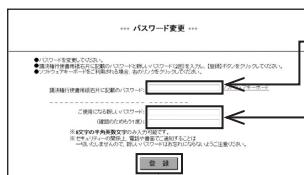
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

### （ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

**(1) 議決権行使ウェブサイトの操作  
方法等に関する専用お問い合わせ先**

**みずほ信託銀行 証券代行部**

電話  **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

**(2) 上記以外の株式事務に  
関するお問い合わせ先**

**みずほ信託銀行 証券代行部**

電話  **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

# 株主総会参考書類

議案および参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもとに、2020年3月期の期末配当につきましては、以下のとおり1株あたり10円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めると1株あたり21円となり、前期実績から2円の増配となります。

### 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>10円00銭</b> 総額 <b>2,185,600,830円</b>
(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2020年6月29日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

現任取締役10名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当等	属性
1	田中 公章	取締役社長	再任
2	平川 宏之	取締役兼常務執行役員 基盤事業本部長、原料統括部門長、物流統括部門長	再任
3	西嶋 徹	取締役兼常務執行役員 生産本部長、総合生産センター長、生産部長	再任
4	松浦 一慶	取締役兼執行役員 管理本部長、人事統括部門長、人事部長、中国事業管理室長	再任
5	伊藤 晴夫	社外取締役 富士電機株式会社相談役	再任 社外 独立
6	北畑 隆生	社外取締役 株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長	再任 社外 独立
7	南雲 ただ信	社外取締役 横浜ゴム株式会社相談役	再任 社外 独立

再任 再任役員候補者 社外 社外役員候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た なか きみ あき  
田 中 公 章 (1953年2月19日生)

所有する当社株式の数…………… 85,000株  
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1979年4月	当社入社	2012年6月	当社取締役 兼専務執行役員
2005年6月	当社取締役	2013年6月	当社取締役社長 (現任)
2007年6月	当社取締役 兼執行役員		
2011年6月	当社取締役 兼常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

-

取締役候補者とした理由

2013年に当社取締役社長に就任し、中期経営計画「SZ-20 (エスゼット20)」推進の陣頭に立って経営を指揮するなど、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。その経営全般にわたる豊富な経験と知識に基づくリーダーシップの発揮を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ひら かわ ひろ ゆき  
平 川 宏 之 (1958年8月23日生)

所有する当社株式の数…………… 36,700株  
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1981年4月	当社入社		
2008年6月	当社執行役員		
2009年6月	当社取締役 兼執行役員		
2015年6月	当社取締役 兼常務執行役員 (現任)		

【重要な兼職の状況】

-

取締役候補者とした理由

2009年に当社取締役に就任し、現在は基盤事業本部長、原料統括部門長および物流統括部門長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

にし しま とおる  
西 嶋 徹 (1957年2月8日生)所有する当社株式の数…………… 29,000株  
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

## 【略歴、当社における地位および担当】

1981年4月 当社入社  
2009年6月 当社執行役員  
2014年6月 当社常務執行役員  
2015年6月 当社取締役 兼常務執行役員（現任）

## 【重要な兼職の状況】

-

## 取締役候補者とした理由

2015年に当社取締役に就任し、現在は生産本部長、総合生産センター長および生産部長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

まつ うら かず よし  
松 浦 一 慶 (1967年2月21日生)所有する当社株式の数…………… 5,400株  
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

## 【略歴、当社における地位および担当】

1993年4月 当社入社  
2014年7月 当社ゴム事業部ゴム販売二部長  
2017年6月 当社執行役員  
2019年6月 当社取締役 兼執行役員（現任）

## 【重要な兼職の状況】

-

## 取締役候補者とした理由

2019年に当社取締役に就任し、現在は管理本部長、人事統括部門長、人事部長および中国事業管理室長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

いとう はるお  
**伊藤 晴夫** (1943年11月9日生)

所有する当社株式の数…………… 10,400株  
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

社外

独立

**【略歴、当社における地位および担当】**

1968年 4月	富士電機製造株式会社入社	2010年 4月	同社取締役相談役
1998年 6月	富士電機株式会社取締役	2010年 6月	同社相談役（現任）
2003年10月	富士電機システムズ株式会社 代表取締役社長	2011年 6月	当社社外取締役（現任）
2006年 6月	富士電機ホールディングス株式会 社代表取締役 取締役社長		

**【重要な兼職の状況】**

富士電機株式会社（旧社名 富士電機ホールディングス株式会社）相談役  
日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由**

富士電機株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役候補者とした。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年間となります。

候補者番号

6

きた ばた たか お  
北 畑 隆 生 (1950年1月10日生)

所有する当社株式の数…………… 0株  
取締役会出席状況…………… 12/14回

- 再任
- 社外
- 独立

**【略歴、当社における地位および担当】**

1972年 4月	通商産業省入省	2013年 6月	学校法人三田学園理事長 丸紅株式会社社外取締役（現任）
2004年 6月	経済産業省経済産業政策局長	2014年 4月	学校法人三田学園学校長
2006年 7月	経済産業事務次官	2014年 6月	当社社外取締役（現任）
2008年 7月	経済産業省退官		
2010年 6月	株式会社神戸製鋼所社外取締役（現任） 丸紅株式会社社外監査役		

**【重要な兼職の状況】**

株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長  
丸紅株式会社社外取締役  
セーレン株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由**

経済産業行政に長年携われ、その経歴を通じて培われた経験と産業全般に係る見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、その見識等に基づく指導・提言により当社の経営に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年間となります。

候補者番号

7

な ぐも ただ のぶ  
南 雲 忠 信 (1947年2月12日生)

所有する当社株式の数…………… 10,100株  
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1969年4月	横浜ゴム株式会社入社	2011年6月	同社代表取締役会長兼CEO
1999年6月	同社取締役		当社社外監査役
2002年6月	同社常務取締役	2015年6月	当社社外取締役（現任）
2003年6月	同社専務取締役	2016年3月	横浜ゴム株式会社代表取締役会長
2004年6月	同社代表取締役社長	2019年3月	同社相談役（現任）

【重要な兼職の状況】

横浜ゴム株式会社相談役

社外取締役候補者とした理由

横浜ゴム株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年間となりますが、2011年6月から社外監査役として4年間在任しておりました。

- (注) 1. 伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が承認された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。
4. 北畑隆生氏が2010年6月から社外取締役に在任しております株式会社神戸製鋼所は、2017年10月、同社グループにおいて公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとしてお客様に出荷または提供する行為など同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことを公表し、同社は、当該行為の一部に関し、国内で2019年3月に不正競争防止法違反の罪で有罪判決を受けました。北畑氏は問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいはコンプライアンス遵守の視点に立った提言を取締役会やその他の場で行い、注意喚起しておりました。当該事実の判明後、取締役会において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けて様々な意見表明を行ったほか、品質ガバナンス再構築検討委員会の委員として、行政官および他の上場企業の社外役員としての自身の経験、知識をもとに、グループ会社を含めた品質ガバナンス強化策、組織改革、意識改革、外部人材の活用および海外の統括会社機能強化等について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止策の策定に寄与いたしました。その後、2018年6月からは同社の取締役会の議長に就任し、取締役会にて再発防止策の進捗状況について定期的に報告を受け、再発防止策の実行、ガバナンス変革や社員の意識改革など信頼回復に向けた取組みに関して指摘を行うことにより、各種の取組みを適切にモニタリングしております。
5. 各候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。

## 第3号議案

# 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、藤田譲氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

きむらひろき  
**木村 博紀** (1962年1月19日生)

所有する当社株式の数……………	0株
取締役会出席状況……………	—
監査役会出席状況……………	—

新任

社外

独立

### 【略歴および当社における地位】

1984年4月	朝日生命保険相互会社入社
2012年4月	同社執行役員
2013年7月	同社取締役執行役員
2015年4月	同社取締役常務執行役員
2017年4月	同社代表取締役社長（現任）

### 【重要な兼職の状況】

朝日生命保険相互会社代表取締役社長  
横浜ゴム株式会社社外監査役  
関東電化工業株式会社社外監査役  
日本ピストンリング株式会社社外監査役

### 社外監査役候補者とした理由

朝日生命保険相互会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、新たに社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 木村博紀氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 木村博紀氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしていることから、同取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、木村博紀氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定です。
4. 木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に借入金等の取引関係があります。

## 第4号議案

## 当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社第83回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）の一つとして、当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後、2011年6月29日開催の当社第86回定時株主総会、また、2014年6月27日開催の当社第89回定時株主総会、また、2017年6月29日開催の当社第92回定時株主総会にてその継続につき株主の皆様のご承認を賜り、その有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、前回継続ご承認後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策に係る議論の進展その他諸々の動向を踏まえ、当社の株主共同の利益を確保し、向上させる取組みの一つとして本対応方針を継続するか否かについて慎重に検討してまいりましたが、2020年5月20日開催の取締役会において、本対応方針を下記Ⅲ. のとおり継続することを決定いたしました。継続に当たって一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的な内容に変更はありません。

本対応方針の継続は、当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、社外監査役3名を含む当社監査役全員も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針の継続に賛成しております。

本対応方針において、その継続については本定時株主総会の議案としてお諮りすることとしておりますので、出席株主の皆様の過半数の賛成をもってご承認をお願いするものであります。

また、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものいたします。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、並びにユーザー密着型の製品開発及び市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR (Corporate Social Responsibility) を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1950年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法及びG P I法その他の独自技術により、原油生成物であるC<sub>4</sub>留分及びC<sub>5</sub>留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社は、重点開発領域（地球環境、スマート化、健康と生活）へのリソース積極投入による新事業の創出及び新製品の開発、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有（知と知の融合）及びオープンイノベーション（自前主義からの脱却）の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献するソリューションの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、「2020年のありたい姿」を実現する企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発及び市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を定めるとともに、『CSR会議』を最高機関とするCSR推進体制を運用し、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定及び実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記Ⅲ.の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本対応方針継続の目的

本対応方針は、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿って、当社の株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続導入されるものです。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本対応方針を継続することを決定いたしました。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大量買付行為の兆候があるとの認識はございません。また、2020年3月31日現在における当社の大株主の状況は、本招集ご通知44頁に記載のとおりであります。

本対応方針の概略図につきましては、別紙1をご参照ください。

## 2. 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の継続に当たっても、大量買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した組織として引き続き特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役若しくは執行役として実績・経験を有する社外にある者の中から選任されるものとします。なお、本定時株主総会の後に最初に開催される当社取締役会にて選任される予定の特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりです。

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で当社の経営陣及び特別委員会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）等の助言を得ること等ができるものとし、また、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることもできるものとします。

特別委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください。

## 3. 本対応方針の対象となる当社株券等の買付等

本対応方針は、次の①又は②に該当する行為又はこれに類似する行為（いずれについても当社取締役会が予め同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下「大量買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）には、予め本対応方針に定められる「大量買付ルール」に従っていただくこととします。

①当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付等

②当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

#### 4. 大量買付ルールの概要

当社が設定する大量買付ルールとは、①事前に大量買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。その概要は以下の(1)から(6)のとおりです。

なお、当社は、大量買付者が現れた事実、大量買付者から意向表明書が提出された事実、当社取締役会が大量買付者に対して情報提供等を要求した事実、大量買付者から当社取締役会に対して情報提供等が行われた事実、取締役会評価期間又は株主検討期間が開始した事実、当社取締役会が大量買付者に協議・交渉等を求めた事実及び大量買付情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、株主及び投資家の皆様に対する情報開示を適時適切に行います。

##### (1) 大量買付者による当社に対する意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為又は大量買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により日本語で当社取締役会に提出していただきます。

###### ①大量買付者の概要

- (a) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 会社等の目的及び事業の内容

②大量買付者が提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的の概要を含みます。）

③本対応方針に定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

##### (2) 大量買付者による当社に対する情報提供

当社取締役会は、上記(1)①から③までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者に対して、大量買付行為に関する情報（以下「大量買付情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載したリストを交付し、大量買付者には、当該リストに従い、大量買付情報を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。提出を求める大量買付情報の項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大量買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大量買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性、大量買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）
- ③大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等<sup>8</sup>を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④大量買付行為に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ⑤大量買付行為の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件、資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的な取引の内容を含みます。）
- ⑥大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大量買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- ⑦大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの人材、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧大量買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可などの取得の蓋然性
- ⑨大量買付行為完了後における当社及び当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及びこれらに対する対処方針
- ⑪その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

8 金融商品取引法第27条の26第1項に定義されます。

当社取締役会は、必要に応じて特別委員会への意見照会を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて（最初に大量買付情報の提供を受けた日から起算して60日を上限とします。）追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会が大量買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨の通知書面を大量買付者に発送するとともに、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大量買付情報の受領後の適切な時期に、大量買付情報のうち当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。但し、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

なお、大量買付ルールに基づく大量買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

### (3) 当社取締役会による大量買付情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し大量買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は60日間、その他の大量買付行為の場合は90日間（いずれも当社取締役会が大量買付者が当社取締役会に対して大量買付情報の提供を完了したと判断した旨を当社が情報開示した日から起算され、初日不算入とします。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、大量買付者は、取締役会評価期間終了後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめるものといたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合（特別委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動等に関する勧告を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重のうえ、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

#### (4) 特別委員会への諮問及び勧告手続

当社取締役会は、大量買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動の決定に先立ち、その判断の当否について特別委員会に諮問を行います。特別委員会は当該諮問事項について中立的な立場から慎重に評価・検討し、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとします。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の勧告及びその勧告の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、一旦対抗措置の発動若しくは不発動又は株主意思確認総会招集の勧告をした後でも、大量買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他当初の勧告と異なる内容の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の再勧告及びその再勧告の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

##### ①対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、大量買付行為が以下に定める要件のいずれかに該当し、かつ、当該大量買付行為に対する対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨の勧告を行います。

- (a) 大量買付ルールに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合
- (b) 真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社関係者に対して高値で買取りを要求することを目的とした大量買付行為である場合
- (c) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を大量買付者やそのグループ会社等に廉価に移譲させる等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うことを目的とした大量買付行為である場合
- (d) 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することを予定した大量買付行為である場合
- (e) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けることを目的とした大量買付行為である場合
- (f) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合
- (g) 当社取締役会に、当該大量買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大量買付行為である場合

- (h) 当社株主に対して、大量買付情報その他大量買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大量買付行為である場合
- (i) 大量買付行為の条件（対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の実現可能性、大量買付行為の後の経営方針又は事業計画等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大量買付行為である場合
- (j) 当社の企業価値の源泉である、「独創的技術」その他の有形無形の経営資源（当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な人材・取引先との間で構築される信頼関係ないし良好な関係を含みます。）を破壊し、その結果として、中長期的な観点から当社の株主共同の利益に反するおそれが大きい大量買付行為である場合
- (k) 大量買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合

また、特別委員会は、対抗措置の発動を勧告するには至らないものの、上記(a)から(k)に該当するおそれがあるなど、大量買付行為が当社の株主共同の利益に回復しがたい損害をもたらすと疑われることその他合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。

#### ②対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大量買付行為が上記①の(a)から(k)のいずれにも該当しない又は該当しても対抗措置を発動することが相当ではなく、かつ、株主意思確認総会を開催することを相当とする事情もないと判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

#### (5) 株主意思確認総会の開催

特別委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合、当社取締役会は、対抗措置を発動しないことが取締役としての善管注意義務等に照らして相当であると主張立証しうる場合を除き、株主の皆様に対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間（当社取締役会が株主意思確認総会の開催及び基準日の決定を決議した日から起算され、初日不算入とします。）の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することとします。また、特別委員会が対抗措置の発動を勧告した場合であっても、当社取締役会は、大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断した場合には、同様の手続により株主意思確認総会を開催することができるものとします。

それらの場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、直ちに株主検討期間が開始されるものとし（取締役会評価期間は当該開始日をもって終了します。）、大量買付者は、当該株主検討期間終了後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付情報の概要、大量買付行為に対する当社取締役会の意見及び特別委員会の勧告の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。また、当該株主意思確認総会の結果についても、その決議後速やかに開示するものいたします。

#### (6) 当社取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による対抗措置の発動又は不発動（対抗措置の中止を含みます。）に関する勧告を最大限尊重して、又は、株主意思確認総会の決議がなされた場合にはこれに従って、対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

## 5. 対抗措置の具体的内容

本対応方針に基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。なお、当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は別紙4「新株予約権の概要」に記載のとおりですが、非適格者（別紙4の7.において定義される者をいい、以下同じとします。）が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

## 6. 本対応方針の有効期間、継続及び廃止

本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとし、その継続については、上記定時株主総会において株主の皆様へ議案としてお諮りすることとします。株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、以後も同様とします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様へ不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同意見を得た上で、本対応方針を修正又は変更する場合があります。

## 7. 本対応方針が株主の皆様へ与える影響等

### (1) 本対応方針の継続時に株主の皆様へ与える影響

本対応方針の継続時点においては、対抗措置は実施されませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置として新株予約権の無償割当てが実施された場合に株主の皆様と与える影響

当社取締役会において、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に金銭の払込み、その他後述する本新株予約権の行使の経路を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

但し、当社は、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社が係る取得の経路を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することになり、保有する当社株式1株当たりの株式の価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的な価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記4.(4)に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降その行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、株主及び投資家の皆様は保有する当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続は、以下のとおりです。

当社取締役会において本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議にて割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割当てられます。対象となる株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に本新株予約権に係る新株予約権者となりますので、申込の手続等は不要です。

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

但し、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができると定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することになります。そのため、この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他本新株予約権の取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### IV. 本対応方針に対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1. 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

##### 2. 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないこと

当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

###### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日（2018年6月1日に改訂版公表）に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、上記Ⅲ.1.「本対応方針継続の目的」に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様のご承認が得られることを条件にその継続の効力が発生するものとするので、その継続についての株主の皆様のご意向を反映させます。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ.4.(3)に記載のとおり、当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

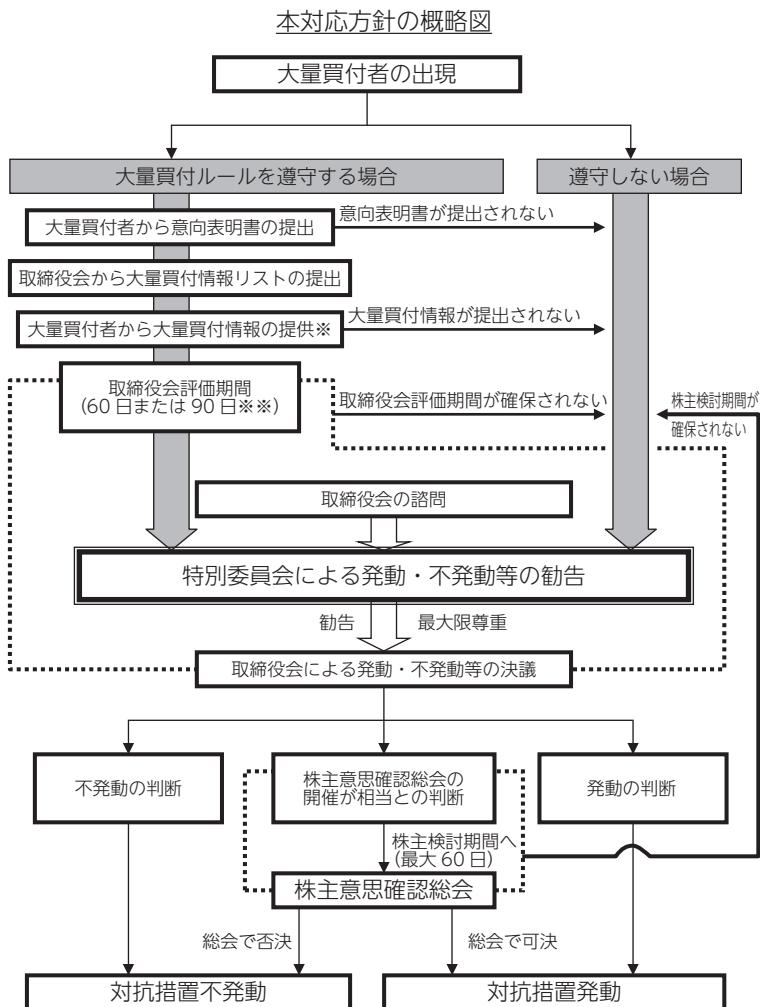
(5) 特別委員会の設置

当社は、上記Ⅲ.2.に記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置しており、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。



※大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、回答期限（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限）を定めて追加情報を提供しよう求めることが可能。

※※特別委員会の意見を最大限尊重のうえ、必要な範囲内で最大30日間延長することが可能。

(別紙2)

特別委員会委員の略歴

中島 茂 (なかじま・しげる)

略歴： 1979年4月 弁護士登録  
1983年4月 中島経営法律事務所設立 同代表弁護士 (現任)  
1984年10月 弁理士登録  
1995年4月 名古屋工業大学非常勤講師  
1997年6月 警察庁「情報セキュリティビジョン策定委員会」委員  
2003年6月 日本証券クリアリング機構監査役

西島 信竹 (にしじま・のぶたけ)

略歴： 1976年4月 株式会社第一勧業銀行入行  
2003年3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員  
2004年4月 株式会社みずほ銀行執行役員  
2005年4月 同行常務執行役員  
2008年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員  
2008年6月 同行取締役副社長兼副社長執行役員  
2013年4月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント取締役社長  
2015年4月 株式会社トータル保険サービス副会長  
2015年6月 当社社外監査役 (現任)  
2017年3月 株式会社富士通トータル保険サービス顧問  
2018年6月 日本土地建物株式会社顧問 (現任)

木村 博紀 (きむら・ひろき)

略歴： 1984年4月 朝日生命保険相互会社入社  
2012年4月 同社執行役員  
2013年7月 同社取締役執行役員  
2015年4月 同社取締役常務執行役員  
2017年4月 同社代表取締役社長 (現任)  
2020年6月 当社社外監査役就任予定

- (注) 1. 当社は、中島茂氏個人、中島経営法律事務所いずれとも顧問契約を締結しておりません。  
2. 当社は、西島信竹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、木村博紀氏につきましても、当社社外監査役就任後、同取引所に独立役員として届出を行う予定です。

### 特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会委員は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役若しくは執行役として実績・経験を有する社外の者でなければならない。
- ・特別委員会の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・特別委員会は、取締役会から諮問又は意見照会を受けた事項について決定し、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告又は意見表明を行う。当社取締役会は、この特別委員会の勧告又は意見表明を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（但し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主意思確認総会の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から誠実にこれを行うことを要し、自己又は第三者（当社の経営陣を含む。）の利益を図ることを目的としてはならない。
- ・上記に定めるところに加え、特別委員会は、当社の費用で、以下の行為を行うことができる。
  - (1) 当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）等の助言を得ること。
  - (2) 当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に対し、特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること。
- ・特別委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての特別委員会委員が出席（電話会議システムその他の情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもって行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

(別紙4)

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において割当期日における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数以上で当社取締役会が別途定める数と同数とします。当社取締役会は、複数回にわたり本新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

非適格者（①特定大量保有者<sup>9</sup>、②特定大量保有者の共同保有者<sup>10</sup>、③特定大量買付者<sup>11</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者<sup>12</sup>のいずれかに該当する者をいい、以下同じとします。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができます。当社が取得を実施した日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社は係る本新株予約権の取得を行うことができます。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

---

9 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

10 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

11 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本脚注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

9. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行いたしません。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、長期化する米中間の貿易摩擦や中国経済の減速、英国のEU離脱問題など世界経済をめぐる懸念はなお拭えず、期末にかけては新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う経済活動への影響が深刻化するなど、当社グループを取り巻く環境としては先行き不透明な状況で推移しました。

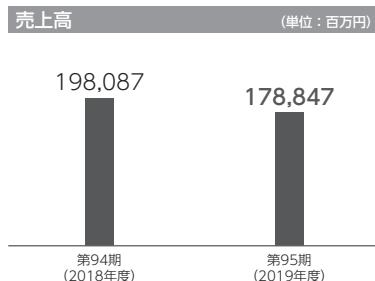
当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「ZΣ運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結売上高は3,219億66百万円と前期に比べて155億33百万円の減収、連結営業利益は261億4百万円と前期に比べて70億43百万円の減益、連結経常利益は287億44百万円と前期に比べて75億75百万円の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失等の特別損失が減少したことにより、202億1百万円と前期に比べて17億43百万円の増益となりました。

	第94期 (2018年度)	第95期 (2019年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	337,499	321,966	15,533減
営業利益	33,147	26,104	7,043減
経常利益	36,319	28,744	7,575減
親会社株主に帰属する当期純利益	18,458	20,201	1,743増

部門別の概況は以下のとおりです。

## エラストマー素材事業部門



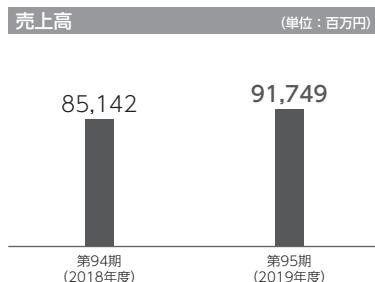
合成ゴム関連では、世界経済減速の影響を受け自動車産業向けを含む一般工業品用途の需要が弱く、国内販売・輸出・海外子会社とも低調に推移した結果、全体の売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

合成ラテックス関連では、経済減速の影響による化粧品材料や一般工業品用途などの需要減に加え、原料動向に連動した手袋用途の販売価格下落により、全体の売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

化成品関連では、主力の水島工場における定期検査の実施に伴い生産量見合いの出荷を継続したことに加え、アジア市況が軟化したことも重なり、全体の売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて192億39百万円減少し1,788億47百万円、営業利益は前期に比べて80億49百万円減少し96億42百万円となりました。

## 高機能材料事業部門

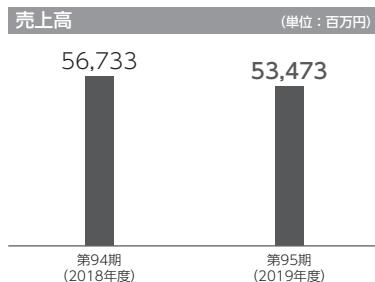


高機能樹脂関連では、光学樹脂、光学フィルムともに販売が堅調に推移しました。この結果、高機能樹脂全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

高機能ケミカル関連では、化学品およびトナーは売上高、営業利益ともに前期を下回りましたが、電池材料は販売が堅調に推移し、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。電子材料は、売上高は前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。この結果、高機能ケミカル全体の売上高は前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて66億7百万円増加し917億49百万円、営業利益は前期に比べて11億96百万円増加し173億11百万円となりました。

## その他の事業部門



その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高が前期を下回りました。

以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて32億61百万円減少し534億73百万円、営業利益は前期に比べて6億88百万円減少し20億98百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、290億88百万円でした。その主要なものは高機能部材製造設備（福井県敦賀市）の生産能力増強などでございます。

## (3) 資金調達の状況

当期の資金は、主に自己資金、金融機関からの借入金で賄っております。

## (4) 対処すべき課題

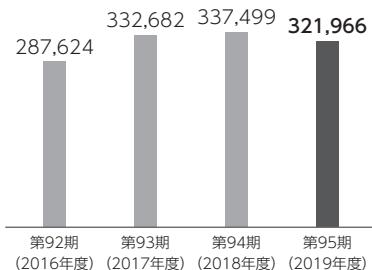
当社グループは、「『2020年のありたい姿』－化学の力で未来を今日にするZEON－」の実現のため、以下3点を全社戦略とする2017年度から2020年度までの中期経営計画『SZ-20 PhaseⅢ（エスゼット20 フェーズ・スリー）』を推進してまいりました。

- ・オールゼオンの強みを組み合わせる『深化』と、壁を越えて外部と連携する『探索』によって、世界中にソリューションを提供し、社会に貢献する
- ・『重点開発領域』である地球環境・スマート化・健康と生活領域での新事業創出、新製品開発を加速する
- ・多様な考え方を活かし、まずやってみて、前向きに行動することを尊重する組織風土を育成する

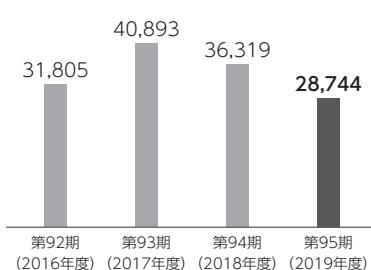
しかしながら、新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大による世界経済への深刻な影響は避けられず、当社グループを取り巻く経営環境は大変厳しいものとなっております。当社グループはこの環境の激変に対し、在庫削減やコスト削減をはじめとした緊急対策を実施して対処してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

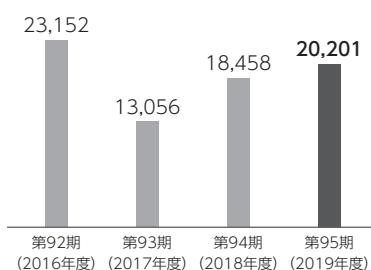
売上高 (単位：百万円)



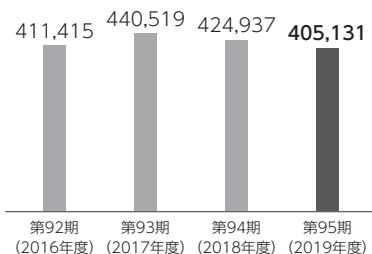
経常利益 (単位：百万円)



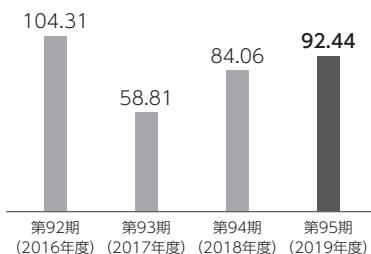
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第92期 (2016年度)	第93期 (2017年度)	第94期 (2018年度)	第95期 (当連結会計年度) (2019年度)
売上高	(百万円)	287,624	332,682	337,499	321,966
経常利益	(百万円)	31,805	40,893	36,319	28,744
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	23,152	13,056	18,458	20,201
総資産	(百万円)	411,415	440,519	424,937	405,131
1株当たり当期純利益	(円)	104.31	58.81	84.06	92.44

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
東京材料株式会社	228	100.0	各種化学商品等の仕入販売
ゼオン化成株式会社	463	100.0	プラスチック製品・包装梱包材料等の加工・販売および資材の販売
株式会社トウペ	490	100.0	塗料、合成ゴム等の製造・販売
ゼオン・ケミカルズ社	36百万米ドル	100.0	持株会社
ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	220百万米ドル	100.0	合成ゴムの製造・販売

(注) 東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。

## (7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

事業部門	主要製品
エラストマー素材事業部門	合成ゴム、合成ラテックス、化成品
高機能材料事業部門	高機能樹脂、高機能ケミカル、医療器材
その他の事業部門	RIM配合液、RIM成形品、塗料

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
事務所	大阪事務所（大阪市）、名古屋事務所（名古屋市）
工場	高岡工場（富山県）、川崎工場（川崎市）、徳山工場（山口県）、水島工場（岡山県）
研究所	総合開発センター（川崎市）、精密光学研究所（富山県）

### ② 重要な子会社

区分	会社名	本店所在地
国内	東京材料株式会社	東京都千代田区
	ゼオン化成株式会社	東京都千代田区
	株式会社トウペ	大阪府堺市
海外	ゼオン・ケミカルズ社	米国
	ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	シンガポール

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,462名	1.7%増

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,220
農林中央金庫	2,860
みずほ信託銀行株式会社	1,300

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年12月24日開催の取締役会において、光学フィルム等の液晶ディスプレイ用部材のさらなる品質向上と競争力強化を主たる目的として、当該製品の製造を担う当社の完全子会社である株式会社TFCを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

本吸収合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併および同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社および株式会社TFCにおいて合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく、2020年4月1日を効力発生日として実施いたしました。

## 2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 237,075,556株（自己株式18,515,473株を含む。）  
 ③ 株主数 9,284名（前期末比 798名減）  
 ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
横浜ゴム株式会社	22,682	10.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,922	5.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,806	4.49
株式会社みずほ銀行	9,600	4.39
全国共済農業協同組合連合会	7,700	3.52
朝日生命保険相互会社	7,679	3.51
旭化成株式会社	6,438	2.95
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	5,921	2.71
農林中央金庫	4,000	1.83
日本ゼオン取引先持株会	3,783	1.73

(注) 1. 当社は自己株式18,515千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 上記の表には記載しておりませんが、2020年3月31日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・横浜ゴム株式会社）」）が、3,400千株（持株比率1.56%）あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はございません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

① 目的となる株式の種類および数

普通株式 318,000株（新株予約権 1 個につき1,000株）

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 株あたり 1 円

③ 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、原則として当社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。

## ④ 当社従業員の保有状況

	名称	個数	目的となる株式の数	行使期間	保有者数
取締役	日本ゼオン株式会社2006年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	19個	19,000株	2006年8月16日から 2036年8月15日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2007年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	2007年8月16日から 2037年8月15日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2008年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	23個	23,000株	2008年8月12日から 2038年8月11日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2009年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	32個	32,000株	2009年8月13日から 2039年8月12日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2010年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	29個	29,000株	2010年7月15日から 2040年7月14日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2011年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	2011年7月14日から 2041年7月13日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2012年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	17個	17,000株	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	21個	21,000株	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2014年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	13個	13,000株	2014年7月14日から 2044年7月13日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2015年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	16個	16,000株	2015年7月13日から 2045年7月12日まで	4名
	日本ゼオン株式会社2016年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	36個	36,000株	2016年7月14日から 2046年7月13日まで	4名
	日本ゼオン株式会社2017年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	44個	44,000株	2017年7月14日から 2047年7月13日まで	6名
日本ゼオン株式会社2018年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	32個	32,000株	2018年7月13日から 2048年7月12日まで	6名	

(注) 2019年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入し、株式報酬型ストックオプション報酬制度を廃止することといたしました。そのため、当期におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

## (2) 当期中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	古 河 直 純	株式会社トウペ会長
代表取締役 取締役社長	田 中 公 章	
取締役 常務執行役員	平 川 宏 之	基盤事業本部長、原料統括部門長、物流統括部門長
取締役 常務執行役員	西 嶋 徹	生産本部長、総合生産センター長、生産部長
取締役 常務執行役員	林 佐知夫	研究開発本部長、総合開発センター長
取締役 執行役員	藤 澤 浩	高機能事業本部長、化学品事業部長 株式会社TFC代表取締役、泉瑞股份有限公司董事長
取締役 執行役員	松 浦 一 慶	管理本部長、人事統括部門長、人事部長、中国事業管理室長
取締役	伊 藤 晴 夫	富士電機株式会社相談役
取締役	北 畑 隆 生	株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長
取締役	南 雲 忠 信	横浜ゴム株式会社相談役
常勤監査役	平 川 慎 一	
常勤監査役	古 谷 岳 夫	
監査役	藤 田 讓	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長
監査役	郡 昭 夫	株式会社ADEKA代表取締役会長
監査役	西 島 信 竹	日本土地建物株式会社顧問

- (注) 1. 取締役のうち伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 監査役のうち藤田讓、郡昭夫および西島信竹の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 3. 取締役のうち伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役のうち藤田讓、郡昭夫および西島信竹の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員に関する事項」にも記載のとおりです。  
 6. 2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、松浦一慶氏は新たに取締役に、古谷岳夫氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

7. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。
- 取締役 今井 廣史 (2019年6月27日任期満了)  
 取締役 古谷 岳夫 (2019年6月27日任期満了)  
 監査役 南 忠幸 (2019年6月27日任期満了)
8. 監査役古谷岳夫氏は、経理担当取締役として当社の経理・財務業務に長年携わり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、取締役伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏ならびに監査役全員との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。
10. (ご参考) その他の執行役員(取締役を兼務しない執行役員)は、以下のとおりです。

地位	氏名	担当
執行役員	小 瀬 智 之	ゼオン化成株式会社常務取締役
執行役員	豊 嶋 哲 也	ゴム事業部長付
執行役員	横 田 真	経営管理統括部門長、業務改革推進部長 ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役社長
執行役員	渡 辺 誠	水島工場長
執行役員	川 中 孝 文	川崎工場長
執行役員	江 口 勉	ラテックス事業部長、ラテックス販売部長
執行役員	曾 根 芳 之	高機能部材事業部長
執行役員	渡 辺 えりさ	C S R 推進本部長、C S R 統括部門長、C S R 推進室長
執行役員	富 永 哲	経営企画統括部門長、経営企画部長

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数(名)	報酬等の額(百万円)	摘要
取締役(うち社外取締役)	12(3)	401(24)	株主総会決議による取締役報酬限度額は年額550百万円(2007年6月定時株主総会決議)
監査役(うち社外監査役)	6(3)	73(20)	株主総会決議による監査役報酬限度額は年額100百万円(2007年6月定時株主総会決議)
合計(うち社外役員)	18(6)	474(44)	

- (注) 1. 上記の表の人数には、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含めておりません。
2. 持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、社内取締役の役員報酬は定額部分と業績連動部分から成る現金報酬と譲渡制限付株式報酬にて構成しております。したがって上記報酬等の額には、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額を含めており、その限度額は年額2億円(2019年6月定時株主総会決議)です。なお、社外取締役および監査役の役員報酬については定額現金報酬のみで構成しております。
3. 上記のほか、次のとおりの支給があります。
- 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む) 29百万円

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士電機株式会社相談役ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社相談役であり、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であるとともに、当社株式22,682千株（持株比率10.38%）を保有しておりますが、同社の取締役を退任して1年以上が経過しております。

監査役藤田譲氏は、朝日生命保険相互会社最高顧問であり、同社との間には借入金等の取引関係があります。加えて、同社は当社株式7,679千株（持株比率3.51%）を保有しております。また、同氏は公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長でもあります。同法人との間には重要な取引関係等はありません。

監査役郡昭夫氏は、株式会社A D E K A代表取締役会長であり、同社との間には原材料の購入等の取引関係があります。また、同氏は日本農業株式会社取締役でもあります。同社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役西島信竹氏は、日本土地建物株式会社顧問ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

#### ② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役北畑隆生氏は、株式会社神戸製鋼所、丸紅株式会社およびセーレン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田譲氏は、古河電気工業株式会社および日本軽金属ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

#### ③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会（全14回）には、取締役南雲忠信氏および監査役西島信竹氏がその全てに、取締役伊藤晴夫氏および監査役郡昭夫氏がその93%（13回）に、取締役北畑隆生氏および監査役藤田譲氏がその86%（12回）にそれぞれ出席しました。また、当期中に開催された監査役会（全6回）には、監査役郡昭夫氏および西島信竹氏がその全てに、藤田譲氏がその83%（5回）にそれぞれ出席しました。各氏とも、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	69
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な確認を行い、過去の報酬実績等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社であるゼオン・ケミカルズ・シンガポール社は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質等が適正な監査業務の遂行に関し相当でないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております（最終改定日：2018年10月1日）。

#### 内部統制システム整備に関する取締役会決議

2018年10月1日

日本ゼオン株式会社取締役会

(前文)

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する基本方針」を以下のとおり定めている。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものとする。

#### 内部統制システム整備に関する基本方針

##### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
- ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能および役割として期待し、社外役員を招聘する。
- ③ 取締役は、経営に関する重要な事項について、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって組織する常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。
- ④ 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「C S R基本方針」および具体的な行動指針である「C S R行動指針」を定める。
- ⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することをC S R行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
- ⑥ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

⑦ 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制およびその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 常務会議事録
- (4) 重要な会議体および委員会の議事録

② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に保存および管理を行うものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、「危機管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

② 代表取締役を議長とするC S R会議を設置し、C S R会議のもとに次の8つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。

### (1) C S R基本政策委員会

当社グループ全体のC S R活動を活性化させるために設置し、C S R活動の基本政策を企画立案し、全社的に推進することを目的とする。

### (2) コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンスの徹底のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することを目的とする。

### (3) 危機管理委員会

当社グループの事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾する。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的とする。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス

ス・HOTLINE」等の内部通報制度を整備する。

危機管理委員会事務局は、危機管理委員会に報告されたリスク情報を全て監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて危機管理委員会に対してリスク情報の報告を求めることができる。

(4) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体および各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度およびイメージの向上を図ること、ならびに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(5) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善および品質保証教育に関する活動計画立案、ならびにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(6) PL委員会

当社グループのPL予防およびPL教育に関する活動計画立案、ならびにPL防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(7) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案等の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認および改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、ならびに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

(8) 情報管理委員会

当社グループとして管理すべき情報の入手から廃棄に至るまでの適切な管理に関する当社グループ全体の基本政策立案、その推進と実施状況のチェック、および改善の提案を目的とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者およびその権限、執行手続について定める。
- ③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、業務執行のスピードアップを

図る。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「CSR行動指針」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
- ② 子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③ CSR会議のもとに常設される8つの委員会は、当社グループ全体の損失の危険の管理にあたるものとし、子会社各社は各委員会の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備する。また、子会社の役員および従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。

- ④ 取締役会は、内部監査を担当する取締役の下に監査室を設置し、当社グループ共通の内部監査基準に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。
- ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。また、当該従業員は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査役に属する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
- ② 当社および子会社の役員および従業員は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および子会社

の役員および従業員に対して報告を求めることができる。

- ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとする。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
- ⑤ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

以上

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 職務の執行の適正および効率性の確保に係る取組みの状況

取締役会は社外取締役3名を含むすべての取締役で組織し、社外監査役3名を含む監査役の出席のもと、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定とその報告を行うために、原則として毎月1回開催しております。

また、経営の機動性を確保するため、代表取締役、常務以上の役付執行役員等で組織する常務会を原則として月2回開催し、経営の重要事項について十分に論議を行って審議・決定を行っております。2007年度からは執行役員制度を導入し、その責任と権限を明確にすることにより業務執行のスピードアップを図っております。

### ② コンプライアンスに係る取組みの状況

行動規範である「CSR基本方針」および具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定め、当社グループの役員・従業員にそれらの内容を含むコンプライアンステキストを配布するなどして、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度に係る社内規程を整備・運用しております。

### ③ 損失の危険の管理に係る取組みの状況

「危機管理規程」をはじめとするリスクマネジメントに係る社内規程を整備するとともに、CSR会議の下に8つの委員会（CSR基本政策委員会、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、情報管理委員会、広報委員会、品質保証委員会、PL委員会、環境安全委員会）を常設し、リスクに対応する体制を構築しております。

### ④ 企業集団における業務の適正の確保に係る取組みの状況

当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を整備し、グループ企業の経営の管理を行うとともに必要に応じてモニタリングを行っております。また、グループ各社に対して内部監査を実施するとともに、グループ企業として整備すべき社内規程をリスト化し、各社における規程整備の支援を行っております。

### ⑤ 監査役監査の実効性の確保に係る取組みの状況

監査役は取締役会、常務会その他の重要な会議に出席するなどして、当社の業務執行に関する報告を受けております。また、内部監査部門が行う業務監査に立会うなど、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、法務部をはじめとする当社内の内部統制部門とも情報交換の場を設け、監査の実効性確保に努めております。

監査役は人事担当取締役との間で協定書を取り交わし、社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を適正に確保しております。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、C S R (Corporate Social Responsibility) を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのであれば、当社の株主共同の利益は毀損されることになりません。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は1950年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法およびG P I法その他の独自技術により、原油精製物であるC<sub>4</sub>留分およびC<sub>5</sub>留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社は、重点開発領域（地球環境、スマート化、健康と生活）へのリソース積極投入による新事業の創出および新製品の開発、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有（知と知の融合）およびオープンイノベーション（自前主義からの脱却）の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取り組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献するソリューションの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、「2020年のありたい姿」を実現する企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、C S R（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、C S Rの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員がいま一度C S Rへの思いを新たにすべく、2010年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがC S Rを自覚し、行動する」の3項目からなる『C S R基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『C S R行動指針』を制定しました。また、『C S R会議』を最高機関とするC S R推進

体制を運用し、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記（3）の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入し、その後、2011年6月29日開催の当社第86回定時株主総会、また、2014年6月27日開催の当社第89回定時株主総会にてその継続を決議いたしました。有効期間満了にあたり、2017年6月29日開催の当社第92回定時株主総会において、一部修正のうえあらためて継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。

当社は本対応方針を、2017年5月23日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.zeon.co.jp/content/200322278.pdf>

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

### ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

### ② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

### ③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を2017年6月29日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

### ④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

## ⑤ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

## ⑥ デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本対応方針は2020年6月26日開催予定の第95回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となりますが、一部修正のうえ継続することに関する議案を同総会に付議する予定です。その詳細につきましては、第95回定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

以上

---

## 備 考

事業報告は次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第95期 2020年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>214,447</b>
現金及び預金	32,029
受取手形及び売掛金	68,603
電子記録債権	2,729
商品及び製品	53,026
仕掛品	3,937
原材料及び貯蔵品	16,240
未収入金	30,018
その他	7,946
貸倒引当金	△81
<b>固定資産</b>	<b>190,684</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>114,791</b>
建物及び構築物	40,123
機械装置及び運搬具	29,465
土地	18,268
建設仮勘定	22,573
その他	4,361
<b>無形固定資産</b>	<b>3,669</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>72,224</b>
投資有価証券	62,118
退職給付に係る資産	21
繰延税金資産	2,713
その他	7,618
貸倒引当金	△245
<b>資産合計</b>	<b>405,131</b>

科目	第95期 2020年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>112,410</b>
支払手形及び買掛金	62,926
電子記録債務	2,765
短期借入金	10,960
未払法人税等	2,999
賞与引当金	1,919
その他の引当金	3,035
その他	27,807
<b>固定負債</b>	<b>32,363</b>
社債	10,000
繰延税金負債	758
退職給付に係る負債	12,704
その他の引当金	1,744
その他	7,156
<b>負債合計</b>	<b>144,773</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>246,662</b>
資本金	24,211
資本剰余金	19,252
利益剰余金	220,379
自己株式	△17,181
その他の包括利益累計額	10,556
その他有価証券評価差額金	10,027
繰延ヘッジ損益	△1
為替換算調整勘定	2,511
退職給付に係る調整累計額	△1,981
新株予約権	283
非支配株主持分	2,858
<b>純資産合計</b>	<b>260,358</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>405,131</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第95期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	321,966
売上原価	230,055
売上総利益	91,911
販売費及び一般管理費	65,807
営業利益	26,104
営業外収益	3,813
受取利息	165
受取配当金	2,848
持分法による投資利益	116
雑収入	684
営業外費用	1,173
支払利息	139
為替差損	663
休止固定資産減価償却費	172
雑損失	199
経常利益	28,744
特別利益	5
投資有価証券売却益	2
固定資産売却益	3
特別損失	1,268
固定資産処分損	539
投資有価証券評価損	707
その他	22
税金等調整前当期純利益	27,480
法人税、住民税及び事業税	7,392
法人税等調整額	△261
当期純利益	20,350
非支配株主に帰属する当期純利益	148
親会社株主に帰属する当期純利益	20,201

## 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,211	19,240	204,767	△17,238	230,981
当期変動額					
剰余金の配当			△4,589		△4,589
親会社株主に帰属する当期純利益			20,201		20,201
自己株式の処分		12		58	70
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	12	15,612	57	15,681
当期末残高	24,211	19,252	220,379	△17,181	246,662

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	24,117	△0	2,629	△1,560	25,187
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の処分					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△14,091	△0	△119	△421	△14,631
当期変動額合計	△14,091	△0	△119	△421	△14,631
当期末残高	10,027	△1	2,511	△1,981	10,556

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	296	2,693	259,156
当期変動額			
剰余金の配当			△4,589
親会社株主に帰属する当期純利益			20,201
自己株式の処分			70
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△13	165	△14,479
当期変動額合計	△13	165	1,202
当期末残高	283	2,858	260,358

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第95期 2020年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>144,981</b>
現金及び預金	16,774
電子記録債権	131
売掛金	49,028
商品及び製品	31,201
仕掛品	3,595
原材料及び貯蔵品	11,763
前払費用	566
未収入金	28,560
短期貸付金	2,585
その他	778
<b>固定資産</b>	<b>181,742</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>95,373</b>
建物	29,054
構築物	7,055
機械装置	23,249
車両運搬具	10
工具、器具及び備品	1,582
土地	12,090
リース資産	471
建設仮勘定	21,861
<b>無形固定資産</b>	<b>3,362</b>
ソフトウェア	3,304
その他	59
<b>投資その他の資産</b>	<b>83,007</b>
投資有価証券	50,322
関係会社株式	22,122
関係会社出資金	1,885
長期貸付金	12,805
長期前払費用	686
繰延税金資産	2,931
その他	1,074
貸倒引当金	△8,818
<b>資産合計</b>	<b>326,723</b>

科目	第95期 2020年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>111,155</b>
買掛金	55,246
短期借入金	10,960
リース債務	134
未払金	18,690
未払費用	3,111
未払法人税等	2,044
前受金	299
預り金	16,552
デリバティブ債務	133
賞与引当金	948
修繕引当金	2,989
環境対策引当金	19
資産除去債務	30
<b>固定負債</b>	<b>21,329</b>
社債	10,000
リース債務	376
長期末払金	130
修繕引当金	1,638
退職給付引当金	8,645
環境対策引当金	70
資産除去債務	470
<b>負債合計</b>	<b>132,483</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>184,610</b>
資本金	24,211
資本剰余金	18,350
資本準備金	18,336
その他資本剰余金	15
<b>利益剰余金</b>	<b>159,229</b>
利益準備金	3,027
その他利益剰余金	156,202
圧縮記帳積立金	518
別途積立金	9,081
繰越利益剰余金	146,603
<b>自己株式</b>	<b>△17,181</b>
評価・換算差額等	9,347
その他有価証券評価差額金	9,347
<b>新株予約権</b>	<b>283</b>
<b>純資産合計</b>	<b>194,240</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>326,723</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第95期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	214,977
売上原価	147,711
売上総利益	67,266
販売費及び一般管理費	47,998
営業利益	19,268
営業外収益	7,930
受取利息・配当金	7,064
その他	865
営業外費用	1,174
支払利息	439
その他	736
経常利益	26,023
特別利益	9
固定資産売却益	9
特別損失	1,159
固定資産処分損	452
投資有価証券評価損	25
関係会社株式評価損	682
税引前当期純利益	24,873
法人税、住民税及び事業税	5,618
法人税等調整額	△339
当期純利益	19,594

## 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その 資本 剰余 金	他 本 金 剰 余 金	資本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計		
圧縮記帳積立金	別 積 立 金	途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	自己株式	株主資本合計						
当期首残高	24,211	18,336	3	18,338	3,027	536	9,081	131,580	144,223	△17,238	169,535	
当期変動額												
圧縮記帳積立金の取崩						△18		18	-		-	
剰余金の配当								△4,589	△4,589		△4,589	
当期純利益								19,594	19,594		19,594	
自己株式の処分				12	12					58	70	
自己株式の取得										△1	△1	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	12	12	-	△18	-	15,024	15,005	57	15,074	
当期末残高	24,211	18,336	15	18,350	3,027	518	9,081	146,603	159,229	△17,181	184,610	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	22,940	22,940	296	192,771
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				△4,589
当期純利益				19,594
自己株式の処分				70
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△13,593	△13,593	△13	△13,606
当期変動額合計	△13,593	△13,593	△13	1,468
当期末残高	9,347	9,347	283	194,240

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本ゼオン株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米村仁志 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤田建二 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本ゼオン株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米村仁志 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤田建二 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、監査計画に基づき往査を実施し事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図りました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、即ち会社計算規則に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

日本ゼオン株式会社 監査役会

常勤監査役 平川 慎一 ㊞

常勤監査役 古谷 岳夫 ㊞

社外監査役 藤田 譲 ㊞

社外監査役 郡 昭夫 ㊞

社外監査役 西島 信竹 ㊞

以 上









